

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月6日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第11号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																					
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）																					
1 [略]		1 [略]																					
2 大船渡市		2 大船渡市																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 会計管理者 <u>局長</u> 部長 室長 課長 所長 次長 技監 秘書広報課の課 長補佐及び秘書係長 総務課の課長補 佐（人事、給与及びサービスの事務を担当 する者に限る。）及び人事係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当する 者に限る。）及び財政係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組織	職員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 <u>局長</u> 部長 室長 課長 所長 次長 技監 秘書広報課の課 長補佐及び秘書係長 総務課の課長補 佐（人事、給与及びサービスの事務を担当 する者に限る。）及び人事係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当する 者に限る。）及び財政係長		[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 会計管理者 部長 室長 課長 <u>所長</u> 次長 技監 秘書広報課の課長補佐 及び秘書係長 総務課の課長補佐（人 事、給与及びサービスの事務を担当する者 に限る。）及び人事係長 財政課の課 長補佐（予算の事務を担当する者に限 る。）及び財政係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組織	職員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 <u>所長</u> 次長 技監 秘書広報課の課長補佐 及び秘書係長 総務課の課長補佐（人 事、給与及びサービスの事務を担当する者 に限る。）及び人事係長 財政課の課 長補佐（予算の事務を担当する者に限 る。）及び財政係長		[略]	[略]	
組織	職員																						
[略]																							
市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 <u>局長</u> 部長 室長 課長 所長 次長 技監 秘書広報課の課 長補佐及び秘書係長 総務課の課長補 佐（人事、給与及びサービスの事務を担当 する者に限る。）及び人事係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当する 者に限る。）及び財政係長																						
	[略]																						
[略]																							
組織	職員																						
[略]																							
市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 <u>所長</u> 次長 技監 秘書広報課の課長補佐 及び秘書係長 総務課の課長補佐（人 事、給与及びサービスの事務を担当する者 に限る。）及び人事係長 財政課の課 長補佐（予算の事務を担当する者に限 る。）及び財政係長																						
	[略]																						
[略]																							
3 花巻市		3 花巻市																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課 長 室長 所長（市民生活総合相談セ ンターの所長に限る。） 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 人事課の課 長補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を 担当する者に限る。） 秘書政策課の 課長補佐（秘書の事務を担当する者に 限る。）及び秘書係長 財政課の課長 補佐（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長 法務専門監 財務 専門監</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組織	職員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課 長 室長 所長（市民生活総合相談セ ンターの所長に限る。） 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 人事課の課 長補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を 担当する者に限る。） 秘書政策課の 課長補佐（秘書の事務を担当する者に 限る。）及び秘書係長 財政課の課長 補佐（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長 法務専門監 財務 専門監		[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課 長 室長 所長（市民生活総合相談セ ンターの所長に限る。） 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 人事課の課 長補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を 担当する者に限る。） 秘書政策課の 課長補佐（秘書の事務を担当する者に 限る。）及び秘書係長 財政課の課長 補佐（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長 法務専門監 財務 専門監 <u>ICT専門監</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組織	職員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課 長 室長 所長（市民生活総合相談セ ンターの所長に限る。） 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 人事課の課 長補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を 担当する者に限る。） 秘書政策課の 課長補佐（秘書の事務を担当する者に 限る。）及び秘書係長 財政課の課長 補佐（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長 法務専門監 財務 専門監 <u>ICT専門監</u>		[略]	[略]	
組織	職員																						
[略]																							
市長の 事務部 局	本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課 長 室長 所長（市民生活総合相談セ ンターの所長に限る。） 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 人事課の課 長補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を 担当する者に限る。） 秘書政策課の 課長補佐（秘書の事務を担当する者に 限る。）及び秘書係長 財政課の課長 補佐（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長 法務専門監 財務 専門監																						
	[略]																						
[略]																							
組織	職員																						
[略]																							
市長の 事務部 局	本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課 長 室長 所長（市民生活総合相談セ ンターの所長に限る。） 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 人事課の課 長補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を 担当する者に限る。） 秘書政策課の 課長補佐（秘書の事務を担当する者に 限る。）及び秘書係長 財政課の課長 補佐（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長 法務専門監 財務 専門監 <u>ICT専門監</u>																						
	[略]																						
[略]																							

4 北上市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 参事 課長 政策 企画課の課長補佐及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び 人事厚生係長 財政課の課長補佐、財 政係長及び管財係長
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	幼稚園	[略]
	保育園	園長
	学校給 食セン ター	所長（北部学校給食センターの所長に 限る。）
	中央図 書館	[略]
	埋蔵文 化財セ ンター	[略]
[略]		

5 久慈市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 総務課の係長 財政課の係長
	[略]	
[略]		

6 遠野市

組 織	職 員	
[略]		

4 北上市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 <u>危機管理監</u> 会計管理者 参事 課長 <u>所長</u> 政策企画課の課長補佐 及び行政経営係長 総務課の課長補佐 、法規文書係長及び人事厚生係長 <u>都 市プロモーション課の課長補佐及び情 報政策推進室情報政策係長</u> 財政課の 課長補佐及び <u>財政係長</u> <u>資産経営課の 課長補佐及び管財係長</u> <u>保育指導副主 幹</u>
	保育園	園長
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	幼稚園	[略]
	学校給 食セン ター	所長
	中央図 書館	[略]
	博物館	館長
	鬼の館	館長
	埋蔵文 化財セ ンター	[略]
[略]		

5 久慈市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 <u> 所長（地域包括支援センター及び子育 て世代包括支援センターの所長に限る 。）</u> 室長 総務課の係長 財政課の 係長
	[略]	
[略]		

6 遠野市

組 織	職 員	
[略]		

市長の 事務部 局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 担当課長 室長 所長（地域包括支援 センターの所長に限る。） 総務企画 部の副主幹及び主査（予算及び庁舎管 理の事務を担当する者に限る。） 総 務課の課長補佐、行政文書係長及び職 員係長
	市民セ ンター	所長 担当部長 課長 室長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 担当課長
	[略]	
[略]		

7 一関市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	市長公室長 部長 参事 会計管理者 部次長 副参事 課長 技術担当課 長 室長 秘書課の課長補佐及び秘書 係長 職員課の課長補佐（人事又は給 与の事務を担当する者に限る。）、人 事研修係長及び給与厚生係長 総務課 の課長補佐及び法規文書係長 財政課 の課長補佐、財政係長、財政企画係長 及び管財係長
	[略]	
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園 、摺沢保育園、興田保育園、猿沢保育 園、千厩保育園、奥玉保育園及び川崎 保育園の園長に限る。）
[略]		
[略]		

8 [略]

9 釜石市

組 織	職 員	
[略]		

市長の 事務部 局	本庁	部長 担当部長 <u>特命部長</u> 会計管理 者 <u>次長</u> 課長 担当課長 室長 所 長（地域包括支援センターの所長に限 る。） 総務企画部の副主幹（ <u>秘書の 事務を担当する者に限る。</u> ）及び主査 （予算及び庁舎管理の事務を担当する 者に限る。） 総務課の課長補佐、 <u>副 主幹</u> 、行政文書係長及び職員係長
	市民セ ンター	所長 担当部長 <u>特命部長</u> 課長 室 長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 担当課長 <u>学校教育 課の副主幹（人事、給与及び服務の事 務を担当する者に限る。）</u>
	[略]	
[略]		

7 一関市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	市長公室長 部長 <u>特命部長</u> 参事 会計管理者 部次長 副参事 課長 <u>監</u> 技術担当課長 室長 秘書課の課 長補佐及び秘書係長 職員課の課長補 佐（人事又は給与の事務を担当する者 に限る。）、人事研修係長及び給与厚 生係長 総務課の課長補佐及び法規文 書係長 財政課の課長補佐、財政係長 、財政企画係長及び管財係長
	[略]	
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園 、摺沢保育園、興田保育園、猿沢保育 園、 <u>渋民保育園</u> 、千厩保育園、奥玉保 育園、 <u>松川保育園</u> 、 <u>川崎保育園</u> 及び新 沼保育園の園長に限る。）
[略]		
[略]		

8 [略]

9 釜石市

組 織	職 員	
[略]		

市長の 事務部 局	本庁	部長 危機管理監 復興管理監 事務局長（復興推進本部の事務局長に限る。） 会計管理者 部次長 課長 室長（新市庁舎建設推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室及び生活支援室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	[略]	
[略]		

10 [略]

11 八幡平市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 企画財政課の課長補佐、秘書政策係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び <u>管財係長</u>
	[略]	
	福祉事務所	[略]
	診療所	所長 事務局長
[略]		

12・13 [略]

14 雫石町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 推進監 保健師長 総務課の課長補佐及び <u>主査（人事、給与、服務、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）</u> 政策推進課の課長補佐及び <u>主査（予算の事務を担当する者に限る。）</u>
	診療所	所長 副所長 事務長 <u>看護師長</u>
[略]		

15・16 [略]

17 紫波町

組 織	職 員	
[略]		

市長の 事務部 局	本庁	部長 危機管理監 復興管理監 事務局長（復興推進本部の事務局長に限る。） 会計管理者 部次長 課長 室長（新市庁舎建設推進室、国土調査推進室及び生活支援室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	[略]	
[略]		

10 [略]

11 八幡平市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 企画財政課の課長補佐、秘書政策係長及び財政係長 総務課の課長補佐、行政係長及び <u>契約管財係長</u>
	[略]	
	福祉事務所	[略]
[略]		

12・13 [略]

14 雫石町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 推進監 保健師長 総務課の課長補佐、 <u>職員係長</u> 、 <u>行政庶務係長</u> 及び <u>財産管理係長</u> 政策推進課の課長補佐及び <u>財政係長</u>
	診療所	所長 副所長 事務長
[略]		

15・16 [略]

17 紫波町

組 織	職 員	
[略]		

町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎 管理の事務を担当する者に限る。） 室長（総務室、人事秘書室、財政調整 室及び財産管理室の室長に限る。）
	[略]	
[略]		

18・19 [略]

20 金ケ崎町

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	[略]	[略]
	学校給 食セン ター	[略]
[略]		

21・22 [略]

23 大槌町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 参与 技監 課長 室長 総務課の主幹
[略]		

24 山田町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補佐 （人事、給与又は服務に関する事務を 総括する者に限る。）
[略]		

25 岩泉町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	[略]
	保育園	園長
[略]		
[略]		

町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎 管理の事務を担当する者に限る。） 副課長（総務課及び財政課の副課長に 限る。） 総務課の職員係長
	[略]	
[略]		

18・19 [略]

20 金ケ崎町

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	[略]	[略]
	学校給 食セン ター	[略]
	認定こ ども園	園長（南方幼稚園の園長に限る。）
[略]		

21・22 [略]

23 大槌町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 参与 技監 <u>参事</u> 課長 室長 総務課の主幹
[略]		

24 山田町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 <u>主幹</u> 総務課の課 長補佐（人事、給与又は服務に関する 事務を総括する者に限る。）
[略]		

25 岩泉町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	[略]
	こども 園	園長（いわいずみこども園及びおもと こども園に限る。）
[略]		
[略]		

26 [略]

27 普代村

組 織		職 員
[略]		
村長の 事務部 局	本庁	[略]
	診療所	[略]
	[略]	
[略]		

28 軽米町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	保育園	園長（軽米保育園、小軽米保育園及び 晴山保育園の園長に限る。）
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	小学校 及び中 学校	[略]
	幼稚園	園長
[略]		

29・30 [略]

31 洋野町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 保健 師長 総務課の課長補佐及び人事係長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	[略]
	事務所	所長
	小学校 及び中 学校	[略]
	[略]	
[略]		

26 [略]

27 普代村

組 織		職 員
[略]		
村長の 事務部 局	本庁	[略]
	保健セ ンター	所長
	診療所	[略]
	[略]	
[略]		

28 軽米町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	保育園	園長（花のまち軽米こども園、小軽米 保育園及び晴山保育園の園長に限る。 ）
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	小学校 及び中 学校	[略]
	[略]	
[略]		

29・30 [略]

31 洋野町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 保健 師長 所長（地域包括支援センターの 所長に限る。） 総務課の課長補佐及 び人事係長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	[略]
	小学校 及び中 学校	[略]
	[略]	
	[略]	
[略]		

32 一戸町

組 織	職 員
[略]	
町長の 事務部 局	本庁 部長 会計管理者 課長 総務課の課 長補佐
[略]	

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～4 [略]

5 岩手・玉山環境組合

組 織	職 員
管理者の事務 部局	事務局長

6～13 [略]

14 一関地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務 部局	事務局長 事務局次長 課長 <u>清掃セ ンター</u> 所長

15～17 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

32 一戸町

組 織	職 員
[略]	
町長の 事務部 局	本庁 部長 <u>参事</u> 会計管理者 課長 総務 課の課長補佐
[略]	

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～4 [略]

5 岩手・玉山環境組合

組 織	職 員
管理者の事務 部局	事務局長 <u>事務局次長</u>

6～13 [略]

14 一関地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務 部局	事務局長 事務局次長 課長 <u>所長</u>

15～17 [略]